

広告掲載仕様書

下記の広告事業において、市の広告媒体に掲出する広告を取り扱う広告代理店を募集する。

◆ 事業の名称 豊平区役所周辺及び区内広域地図掲出広告事業

◆ 施設の概要について

| | | |
|-------------|---|----------------------|
| 施設 の 名 称 | 豊平区役所 | 広告掲出場所の図面等 別紙のとおり |
| 施設 の 所 在 | 札幌市豊平区平岸6条10丁目 | |
| 設 置 目 的 | <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の利便性向上 ・民間事業者への地域貢献の機会の提供 | |
| 開 庁 時 間 | 8時45分～17時15分 (開錠時間：8時15分～18時15分) | |
| 閉 庁 日 | 土日祝日及び12月29日～1月3日 | |
| 年 間 利 用 者 数 | 約415千人(職員を含む。)(1日1,700人×開庁日数244日) | |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、納品は令和8年3月31日までとする。 ・業務期間満了の3か月前までに、双方から特段の意思表示がない場合、同一内容、同一条件でさらに1年間更新することが出来ることとし、更新については業務を開始した年度を含めて最長5年間(令和13年3月31日まで)とする。 | |

◆ 募集の内容について

| 広告掲出期間 | 広告掲出位置及び掲出方法 | スペース |
|---------------------------|---|--|
| 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで | 広告掲出位置：別紙のとおり (区役所1階正面玄関風除室内) 掲出方法：壁面と平行に掲出する | 高さ210cm×幅340cm×奥行 20cm程度とし、総掲出面積 は高さ120cm×幅300cm程度 とする。 |

| | |
|-------------|--|
| 広 告 掲 出 条 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物は庁舎に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に関する防止策を十分に行うこと。 ・広告物の状態を良好に保つため、定期的な巡回を実施すること。 ・札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準を遵守すること。 |
| 広 告 物 の 仕 様 | (本体) <ul style="list-style-type: none"> ・枠は、スチール製でメタリック焼付塗装を施す又は同程度とする。枠の角が鋭利とならないように加工すること。 ・本体の色合いは、庁舎内の雰囲気考慮し作成すること。 ・地図と広告は、インクジェットフィルムで作成し、乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込むこと。 ・本体と床をアンカーボルト等で止める等により、転倒しないような措置をすること。また、撤去の際は現状復帰すること。 (地図) <ul style="list-style-type: none"> ・本体内に区役所周辺(高さ80cm×幅90cm程度)、区内広域(高さ110cm×幅90cm程度)及びバス停留所(高さ30cm×幅40cm程度)の地図を配置すること。なお、レイアウト等により地図サイズが大幅に変更する必要がある場合は、事前に承諾を得ること。 ・それぞれの地図には、公共施設や災害時の避難場所等をわかりやすく表示すること。 (広告) <ul style="list-style-type: none"> ・広告枠部分には、広告主の広告(写真・名称・電話番号等)を表示すること。 ・広告枠の広告の位置を、座標番号等により地図上に表示させること。 ・色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。 ・広告面は総掲出面積の1/3以内とすること。 |

| | |
|----------------|--|
| | (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・破損・汚損、公共施設等の変更、広告主の変更等についてのメンテナンスを随時行うこと。また、契約更新の際は、契約期間内に1度以上は地図の貼り替えを行うこと。 ・液晶ディスプレイ等電気を使用する場合、タイマーその他の機器による自動制御を行い、区役所の開庁時のみ稼働させること。また、電気料については広告代理店の負担とする。 ・音声を発生する機材の設置は認めない。 |
| 広告物(出力見本)の提出期限 | その都度(提出前に内容審査を行うため、内容審査の期間を考慮すること。) |
| 広告物掲出作業の工程 | 広告代理店の責任において指定の場所に掲出すること。 (作業時間は事業実施課と協議のうえ決定すること) |
| その他 | 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することや、その他必要な事項についても注記すること。 |

◆ その他

- ・ 広告代理店には、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行っていただきます。
- ・ 広告物の作成、掲出等に関する経費は、全て広告代理店の負担によるものとします。
- ・ 広告物(出力見本)の提出後、事業実施課が内容審査を行い広告原稿確認書を交付します。このとき、必要に応じて修正等の指示をさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 広告代理店は広告の掲出後、広告掲載完了確認書を提出して下さい。
- ・ 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、事業実施課と十分に協議をして下さい。
- ・ 広告掲載完了確認書を提出していただいた後、納入通知書により広告代理店が札幌市に納入する広告料を請求しますので、納入通知書に定める納期限までに納入して下さい。
- ・ 広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については広告代理店の責任において行っていただきます。

問い合わせ先(事業実施課)

札幌市豊平区市民部総務企画課庶務係 担当 清水

TEL 011-822-2405、FAX 011-813-6585

現状写真



設置個所見取り図

